

## これまでの検討委員会を踏まえた論点整理

## 【第1回検討委員会を踏まえた論点整理】

## 論点1 自転車損害賠償責任保険の義務化を含む条例制定の必要性について

○自転車利用を取り巻く情勢を踏まえ、自転車の安全・適正利用を促進するための条例制定は必要である。

## 自転車を巡る現状と課題

- 全国的に自転車事故に伴う高額賠償事例が発生
  - 県政世論調査により約6割の県民が必要と回答
  - 自転車が加害者となる交通事故が依然として発生
- を踏まえ、山口県の情勢に合致する条例の制定に向けて、検討を開始することで意思統一

## 論点2 自転車損害賠償責任保険の種類等について

○自転車保険の義務化に向けて、どのような保険制度があるのか。

- 傷害保険
- 自転車損害賠償責任保険
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>※自転車に付く保険は年齢制限なし</li> <li>※法令違反による過失相殺の場合あり</li> </ul>	}	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人向け（人に付く保険、自転車に付く保険）</li> <li>事業者向け（施設賠償責任保険）</li> <li>自転車貸付業者向け（施設賠償責任保険・特約）</li> </ul>
---	---	--

## 論点3 全国の自転車条例の制定状況について

○条例制定にあたり、全国の自転車条例にはどのようなものがあるのか。

- 37都道府県で特化条例を制定（令和5年4月現在）
- 1章：総則 2章：基本的施策 3章：自転車損害賠償責任保険
- 13条から20条で構成ものが多数（気候条件を反映した規定等あり）  
→ 総則、基本的施策に「山口県らしさ」を盛り込む

## 論点4 交通安全教育を含めた総合的な施策展開について

○条例制定に合わせ、自転車の安全利用を促進するための安全教育を含めた総合的な施策展開が必要ではないか。

- これまでの取組の充実に加え、先進事例を調査・研究
- 各種媒体を活用した広報啓発活動
  - 自転車安全教室の開催 ※全世代を対象とした自転車ルールの徹底が必要
  - 5月の自転車月間における街頭広報活動 等

## 【第2回検討委員会を踏まえた論点整理】

### 論点5 高齢者等が加入しやすい保険について

○インターネット環境に乏しい高齢者や家族の協力が得られない高齢者等が加入しやすい保険があるか。

- 自動車保険の付帯特約は、本人と同居親族、別居の未婚の子まで補償の範囲が広い。
- 自損転倒などで怪我をしやすい高齢者は、自分の負傷を補償する保険は各保険会社の引受方針によるところが大きい。  
→ 高齢者等への情報提供が重要  
(年齢制限のない損害賠償責任補償に特化した保険やT Sマーク等)

### 論点6 ヘルメット着用の義務化の規定について

○道路交通法の改正により、ヘルメット着用が努力義務化されたが、努力義務では県民に浸透しないのではないかと、条例で義務化してはどうか。

- 条例で、法（道路交通法）よりも厳しく規制することは、「上乘せ」、「横出し」となり、県民の理解を得られない可能性がある。
- 努力義務化されたばかりの現状では、法と同様の努力義務とし、その後の情勢により、段階的に進めていくことが得策ではないか。  
※ 現時点、一律に義務化している都道府県はない状況

### 論点7 加入すべき自転車損害賠償責任保険等の取扱いについて

○自転車損害賠償責任保険等への加入という記載であるが、具体的な取扱いや、定義はどのようになるのか。

- 自転車損害賠償責任保険等の定義（第2条）  
「自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。」  
→ 自転車利用者が、それぞれの利用状況等に応じ、相応しい保険・共済を選択していただきたい。（具体的な保険制度等の明示はしない）

**論点 8****自転車利用者と自転車貸付業者の責任の所在について**

○シェアサイクルを利用する場合、保険加入の義務は利用者と自転車貸付事業者のどちらにあるのか。

- シェアサイクル（個人利用）を利用する場合、利用者、貸付業者双方に加入義務がある。
  - 【利用者】「人」にかける保険に加入  
（例）傷害保険特約、自動車保険の付帯特約等
  - 【貸付業者】…「自転車」にかける保険に加入  
（例）施設所有者賠償責任保険に特約を付帯
- 自転車貸付業者の情報提供の努力義務を規定（第18条第5項）  
自転車貸付業者が加入している自転車損害賠償責任保険等の加入情報を借受者（利用者）に情報提供する努力義務
  - ・借受者が条例に違反していないことを確認できる
  - ・自転車損害賠償責任保険等の加入義務を周知する機会となる

**論点 9****既存の自転車所有者に対する情報提供について**

○新規に自転車を購入する場合は、自転車小売業者から情報提供を受けられるが、既存の自転車所有者に対してどのように周知を図っていくか。

- 県の情報提供義務を規定（第19条第1項）
- 学校の長の情報提供の努力義務を規定（第19条第2項）
- 条例の制定・施行を契機として、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に向けた広報啓発活動を積極的に展開
  - ・ 各種媒体を活用した広報啓発活動の推進
  - ・ 自転車利用者が保険加入の有無を分かりやすく認識できるチラシ等の作成（フローチャート式）
  - ・ 保険会社等と連携した取組 等